

福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン

① 第三者評価機関情報

第三者評価機関名 : 特定非営利法人未来 福祉サービス評価事業部

訪問調査実施期間 : 平成21年11月20日(金)

② 事業者情報

名称 : 倉吉市立灘手保育園

種別 : 保育所

代表者氏名 : 中野淳子

定員(利用人数) : 45(31)名

所在地 : 鳥取県倉吉市尾原500-15(TEL 0858-22-5405)

③ 総 評

◇特に評価の高い点

1. 第10次倉吉市総合計画及び次世代育成支援行動計画を策定し、新保育指針に基づき理念・保育方針・保育目標を明確にしている。また職員全員で子ども・家庭・地域の実態を把握して、本園独自の単年度重点目標を話し合っている。
2. 毎朝のミーティングや、週1回の職員会議で研修の伝達や意見交換をし、職員間のコミュニケーションも良好で、助けあったり相談しやすい職場環境である。
3. 園児が少人数で全体に目が行き届き、園児たちも明るくのびのびしている。また豊かな自然環境に恵まれ、異年齢の園児たちの交流など縦割り保育が充実し、思いやりやさしさが育っている。今年度の重点目標「人の話を聞き、相手の思いを受け入れたり、自分の思いや感じた事を言葉で表現する」に取り組んでいる。
4. 市内の中でも農山村地域であり、人口が減少し、園児数が定員割れしている。その中でも地域性や独自性を発揮し、他の地域からも入園児がある。民生児童委員との連携・老人クラブとの交流・絵本の読み聞かせ・畑作りのボランティアなどの協力があり、今後も地域を巻き込み、特色のある保育園づくりを期待する。
5. なだて子育てネットワークが平成15年度より発足し、民生児童委員・小学校・中学校・公民館と共に定期的に話し合い、子育て支援事業を実施し、地域に貢献している。
6. 絵本との出会いを大切にしており、幅広い分野の本の充実のため、倉吉図書館より毎月100冊の絵本を借り受け、園児や保護者に貸し出している。今後も子ども達が読みたくなるような工夫を期待する。
7. 職員の振り替えや病気等の休暇に対応できるよう臨時保育士の通年雇用があり、保育にゆとりができた。また、臨時職員は今年度から月給制となり、担任を持った臨時職員に手当を付加するなど毎年労働条件の改善がある。(正職員割合が低下し、園や職員の精神的負担もあり、正職員配置となるよう改善を望む。)

◇改善を求められる点

1. 2歳児を0, 1歳児と分けて保育できる生活環境を工夫しているが、さらに、2歳児がのびのび生活できるよう、引き続きスペースの改善を期待する。
2. 個別の保育記録や月案記録が詳細に記録されているが、さらに、生活それぞれについての課題解決に活かせるよう記録の工夫を期待する。
3. 苦情や提案を吸い上げ、改善に結び付ける仕組みは構築されているが、保護者が要望や意見など気軽に言える環境を工夫してほしい。保護者への満足度調査等を実施するなど、灘手地域周辺の子育ての拠点として更なる向上を期待する。

④ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

評価を真摯に受け止めて、今後も子どもの最善の利益、保育の質の向上、保護者との信頼関係、地域に根ざした保育園になるよう努力します。

⑤ 各評価項目にかかる第三者評価結果 別紙のとおり

福祉サービス第三者評価結果

※すべての評価項目（55項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた第三者評価結果を表示します。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
Ⅰ-1-(1)-① 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c	新保育指針に基づく保育理念と保育方針があり、本園の保育課程として、目標を掲げて保育にあっている。その内容は入園のしおりに示したり、玄関や事務室に掲示している。
Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c	
Ⅰ-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。		
Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c	新保育指針ができ、職員会でその改定の目的や理念・基本方針について周知を図った。評価機関が実施したアンケート結果でも職員全員が理解しており、周知を図っている。 入園時に保護者には入園のしおりに基づき説明をしている。また、園だよりクラスだよりにも盛り込み、行事や懇談会など折に触れ説明している。
Ⅰ-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c	

Ⅰ-2 計画の策定

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c	倉吉市は、第10次倉吉市総合計画及び次世代育成支援行動計画を策定し、長期的な事業として実施状況を評価しながら進めている。 本園においては、3年～5年の継続的な中長期計画を立て、単年度の方針及び重点目標をあげ、子ども・家庭・地域の実態を把握して運営している。
Ⅰ-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	Ⓐ・b・c	
Ⅰ-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
Ⅰ-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c	次世代育成支援計画策定委員会及び保育のあり方検討委員会が保育園長や関係する幅広い分野の代表により組織され、ニーズ調査やテーマ毎のワークショップなどの意見を参考に計画を策定している。 市の担当課や園長会と連携を図り、職員会や保護者の代表者会、クラス懇談や行事等で周知を図っている。また、毎月の地域の公民館だよりにより園の取り組みや行事計画・園児の様子を知らせ、情報発信している。
Ⅰ-2-(2)-② 計画が職員や利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c	

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

評価項目	第三者評価結果	判断理由
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	㉠・b・c	倉吉市の運営規定や就業規定により、園長の役割責任について明文化され、職員会で表明し、市の方針についても共通理解を得られるよう努めている。
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	㉠・b・c	法令を正しく理解するために園長会や各種研修会に参加し、職員会で伝達研修を行うことで職員に周知を図っている。
1-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	㉠・b・c	日頃から活発に意見が出やすいよう配慮している。今回の第三者評価の取り組みについては、全職員が自己評価作成に向けて勉強会をした。倉吉市としての目標評価システムに沿い、自己評価シートを作成し、各自目標をもち業務に取り組んでおり、園長はそれをサポートしている。
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	㉠・b・c	働きやすい環境への取り組み、人員管理などについては職員の意向を把握し、コミュニケーションの良い職場づくりに努めている。市の収支状況や予算の執行状態を把握している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	㉠・b・c	倉吉市として、次世代育成支援行動計画策定のためのニーズ調査や市民意識調査を実施し把握に努め、それを基に総合計画が作成されている。また地域の環境状況、未就園児数、出生児数、広域入所数などを把握し課題発見に努めている。
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	㉠・b・c	本園の独自性のある園運営や保育の取り組みとして、子どもと共に創り上げる運動会や地域巡りなどを職員全体で創意工夫をしている。
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	㉠・b・c	倉吉市として、公認会計士等による定期監査や決算監査が行われ、その指導や指摘事項に基づいて経営改善を行っている。また本園は今年度第三者評価を受審したが、市の方針として、保育園の第三者評価を受審する予定であり、今後に期待できる。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	㉠・b・c	倉吉市としての人員体制に関するプランがあり、定員採用の他に通年雇用として臨時職員やパート職員ではあるが保育士を含む有資格者の採用もあった。また、本園としても人材の確保を働きかけている。
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・㉠・c	人事考課について、一昨年は課長級以上を対象としていたが、今年度から対象を広げ、正職員全員に試行中である。職員の能力開発や人材育成、保育や行政サービスの向上に繋がることを期待する。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	㉠・b・c	倉吉市の職員課や子ども家庭課・労働組合が職員の就業の意向や休暇取得状況を把握し、改善に反映するようにしている。本園においても園長等が職員の意向を聞いたり、業務分担及び事務分掌を共通理解して協力し合い、仕事に取り組んでいる。 臨時やパート職員は福利厚生センターへの加入資格はないが、健康診断は全員を対象にしている。職場内では全員で余暇活動をして、よくコミュニケーションがとれている。
II-2-(2)-② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	㉠・b・c	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	㉠・b・c	年間研修計画に基づき計画的に参加している。また、研修計画の中に各研修の目的が明記されている。 各職員に求められる知識・技術を把握し、経験年数や将来への意向を考慮して研修への参加をしている。研修会参加後職員会で伝達し、各自が保育に生かしている。 また公開保育をして評価分析を行い、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。
II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	㉠・b・c	
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c	
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	㉠・b・c	マニュアルを整備し、実習生を受け入れる体制を整えている。 実習生が計画的に学べるプログラムを作成している。最近では実習の依頼がないが、希望があれば積極的に受け入れていく姿勢がある。
II-2-(4)-② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	㉠・b・c	

II-3 安全管理

評価項目	第三者評価結果	判断理由
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	㉠・b・c	緊急連絡網、非常災害対策分担表、避難訓練等年間実施表、各種マニュアルが作成され、危機管理体制ができています。 遊具安全点検、園舎内外安全点検、消防用設備点検などを実施し、園長や担当者の確認サインがある。避難訓練後の評価や「ヒヤリハット」報告などを行い、全職員で改善策を検討している。
II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	㉠・b・c	

II-4 地域との交流と連携

評価項目	第三者評価結果	判断理由
II-4-(1) 地域との連携が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者とのかわりを大切にしている。	㉠・b・c	保護者に地域連携のねらいや活動内容を文書化して知らせ、地域の行事に参加したり、場を提供してコミュニケーションを図っている。また、地域のなだて子育てネットワークで民生委員等と情報を共有している。 週1回のオープンデーで、未就園児の親子に園を開放し、祖父母同伴による参加も呼びかけ、相談や園児との交流を図る体制を整えているが対象児がほとんどいない現状である。引き続き参加を呼びかけ、地域に還元されたい。 ボランティア受け入れについては、マニュアルが作成されており、絵本の読み聞かせや菜園活動のボランティアを受け入れている。
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	㉠・b・c	
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	㉠・b・c	保育課程の中で社会資源（小学校・中学校区、灘手地域関係団体）を文書化し、全職員で共有化している。
Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c	小学校、中学校、保幼小連絡会、灘手振興協議会関連団体、東中学校区人権・同和教育研究協議会等と定期的に連携している。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	㉠・b・c	玄関に意見箱を置いたり、民生児童委員との定例会議で情報収集に努めている。また子育てネットワーク活動として、民生児童委員と共に赤ちゃんの集いを実施し、遊びや調理等で交流を図っている。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・㉠・c	市内に一時保育や病後児保育の指定保育園があり、対象児に対しては案内をしている。しかし、地域のニーズを把握し、本園での実施を検討されてはどうか。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取り組みを行っている。	㉠・b・c	本園の保育課程において理念や方針及び目標を明示し、地域の実態や保護者の意向を考慮して作成している。また、園内研修においては年5～6回公開保育を実施し、外部講師による指導や事例発表会、保護者会と共催で人権講演会を開催し、人権への配慮に努めている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	㉠・b・c	プライバシー保護についてはマニュアルを整備し、職員会で話し合っている。特に3歳以上児のトイレの援助は羞恥心に配慮している。
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	㉠・b・c	保護者の意向に配慮するため、連絡ノートを活用したり、クラス懇談会や個人懇談会で把握するよう努めている。
Ⅲ-1-(2)-② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	a・㉠・c	また、急な連絡については玄関の白板に掲示している。さらに日頃の保護者の意向を把握するため、定期的に満足度調査等を行ってみてはどうか。
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a・㉠・c	入園のしおりに苦情申し出窓口の設置について知らせ、気軽に意見を出しやすいよう配慮している。しかし、保護者にとっては相談や苦情が言いにくいという声もあり、さらに努力を望む。
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	㉠・b・c	市としては各園に「苦情申し出窓口」を設置し、責任者・受付担当者及び第三者委員を設け、周知を図っており、積極的に取り組む姿勢がある。
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・㉠・c	保護者からの意見への対応マニュアルを整備し、話し合いや検討を重ねている。迅速な対応に努めているが、全職員でさらに相談しやすい風土づくりに取り組まれることを期待する。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	㉠・b・c	職員会で定期的に職員の意見を聞き、本園の保育課程に基づいた保育が実施されているかを見直し、評価をしている。たとえば、子どもの人権尊重や主体的な遊びについて、また、保育士の言葉かけについては、本「子供が伸びるかわり言葉26」を教材にして振り返った。 今年度第三者評価を受けるにあたり、全職員が学習をして自己評価を行い、改めて保育園や職員に求められているものを再確認し、今後に生かそうとしている。
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	㉠・b・c	
Ⅲ-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	a・㉠・c	
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	㉠・b・c	各年齢ごとの保育目標を明確にし、標準的な保育内容に基づきながら個別の子どもの姿・指導経過・家庭との連携・成長の評価などを児童票に反映させている。 また、保育運営に関する様々な取り組みの標準的な規程やマニュアルが整備され、見直している。今後は、従来実施している内容や形式について定期的に見直しをする仕組みを確立し、研修を実施して振り返るなど、保育の質の向上につながっていくことを期待する。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㉠・c	
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	㉠・b・c	管理上の記録として児童票や健診記録・保育日誌・給食関係記録・事故発生記録などがあり、適切に行われている。また、保育実践の記録としては指導計画・月案週日案などの経過記録があり、計画に基づく具体的な記録が確認できた。 記録の保管・保存・破棄について管理責任者を明記し、開示については市のこども家庭課が窓口になっているなど、情報の流れが明確である。 職員間で共有を図るため職員会や事例検討会を定期的に行い、個別の保育目標や保育の実際について話し合っている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c	
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	㉠・b・c	

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	㉠・b・c	サービス選択に必要な情報として、ホームページに掲載していること、或いは園の概要パンフレットを市の子育て支援センターや、社会福祉協議会事務局・各自治公民館窓口で回覧を行い、情報を提供している。また、事前の見学や体験利用・行事や講演会への呼びかけも行っている。 入園に際しては、倉吉市の統一された申込書により説明や同意を得、入園のしおりとして分かりやすく工夫されている。
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	㉠・b・c	
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c	転園の場合は継続性に配慮し、引継ぎ文書を作成する。就学児童については、保幼小連絡会での情報交換、小学校への引継ぎ資料など、子どもがスムーズに移行できる体制が出来ている。退園後も相談できるよう窓口を設置している。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

評価項目	第三者評価結果	判断理由
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	㉠・b・c	入園前健康診断や面談を行い、入園当初から子どもの状況を把握している。子どもの身体状況や生活状況など変更があった時や児童票の記入月には見直しをしている。月案・週日案には、子どもの具体的な活動記録、個人記録は多く記載されているが、記録内容としてはわかりづらい。気になる生活面やおそびなどポイントを絞り、月案・週日案個人記録と児童票が連動しやすいような記録の仕方を検討され、保育記録の充実を期待する。
Ⅲ-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	a・㉡・c	
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	㉠・b・c	指導計画策定責任者を設置し、子ども一人ひとりについては、児童票に詳しく記録している。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c	定期的に指導計画を見直し、配慮の必要な子どもも含め職員会議で意思統一を図り、子どもを多面的に見ていき、保育の質の向上を図っている。

福祉サービス第三者評価結果 (付加基準—保育所版—)

※すべての評価項目（34項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示します。

A-1 子どもの発達援助

評価項目	第三者評価結果	留意事項
A-1-(1) 発達援助の基本		
A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	Ⓐ・b・c	保育計画は保育所保育指針や県人権同和保育の手引き、倉吉市人権同和保育指針等の基本方針に基づき、子どもや地域の実態と保護者の思いを考慮して作成している。
A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	Ⓐ・b・c	指導計画は年間計画・月案・週日案とも担当保育士を中心に作成されている。定期的に保育内容を評価し、次の指導計画に反映させている。
A-1-(2) 健康管理・食事		
A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c	早出マニュアル・健康管理マニュアル・病気の対応マニュアルにより子どもの健康状態を把握し、職員間で情報の共有に努めている。また、投薬・与薬依頼書により持参薬の確認が適切に行なわれている。
A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c	健康診断の結果は職員会議で全職員の周知が図られている。また、保護者には口頭と文書で報告し、個別相談も受け付け、健康管理の関心が高まるように努めている。
A-1-(2)-③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c	年に1回の定期歯科健診に加えて、嘱託医より専門的なアドバイスを受けており、その結果は全職員が周知している。また、歯科衛生士による歯科指導に基づき丁寧な歯磨き指導を保育に生かし、家庭にも啓発している。
A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	Ⓐ・b・c	感染症に関するマニュアルがあり、全職員が周知し、適切に対応している。発生した際は、状況の把握に努め、保護者・全職員が周知できる体制が整えられている。
A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c	地域の方の協力のもとで年間を通じて菜園活動をし、食べ物に関心をもてるよう工夫している。また、個々の状況に合わせた食事のメニューや量、楽しく過ごせる雰囲気づくりに配慮している。
A-1-(2)-⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	Ⓐ・b・c	収穫した野菜など季節に合わせた食材や視覚を養う行事食も毎月取り入れた保育をしている。また、調理担当者は、子どもたちとの関わりを通じて、発育状況や体調を把握し調理方法を工夫している。
A-1-(2)-⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c	給食だよりやレシピの配布、サンプルの掲示、給食試食会を設けるなど、保護者と共に食育に関心をもてるよう工夫している。また、離乳食が完了するまでは園や家庭の喫食状況を記入し、家庭との連携を図っている。
A-1-(2)-⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・-・c	入園前にアレルギーの有無を確認し、医師の指示により入園時から除去食を実施し、代替食で適切に対応している。また、アレルギー疾患についての知識や情報を全職員が共有し、状況に応じた適切な対応を行っている。

A-1-(3) 保育環境		
A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	(a)・b・c	自然環境に恵まれ、採光・換気が良い。部屋には温湿度計があり、季節に合った快適温度や服装・清潔に配慮している。また、安全マニュアル・遊具点検マニュアルにより点検整備に努力している。
A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	(a)・b・c	少人数で、ゆったりと安心し、くつろげる環境である。また、保育環境に自然の植物を取り入れ、季節感を感じられる工夫がある。保育士のかかわり方を工夫し、生活の場に相応しい環境への取り組みに努めている。
A-1-(4) 保育内容		
A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	(a)・b・c	子どもの実態を把握し、一人ひとりに合った言葉かけや対応に心がけている。園内公開保育を通して、子どもの発達にそった関わり方や共通理解を深めていくと共に、保育士が同じ視点で子どもに対応ができる保育の機会となっている。
A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	(a)・b・c	一人ひとりの子どものやる気を大切しながら援助の仕方や言葉かけをしている。
A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	(a)・b・c	子どもが遊具や玩具を取り出しやすい場所の工夫や、自由に素材や用具など取り出して遊べる環境を工夫している。また、子どもがやってみようと思える声のかけ方や援助があり、達成感や満足感が共有できる働きかけをしている。
A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。	(a)・b・c	園外保育に出かけ身近な自然環境に触れたり、草木や実を利用した製作活動を楽しんでいる。地域との交流やさまざまな行事を通して、地域の人達と触れ合う機会を作っている。
A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	a・(b)・c	歌を歌ったりリズムあそびを通し表現する楽しさを味わえるように配慮している。倉吉図書館より毎月100冊の絵本を借り入れて選択の幅を広げている。さらには、子どもが絵本を取りやすく、ゆったり読めるコーナーの工夫を望む。
A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	(a)・b・c	遊びの中でルールを守ることや、異年齢の子ども達や人との関わりの中で相手を思いやる気持ちが育つよう、職員同士で連携している。また、当番活動に取り組み、責任感や皆と協力する事の大切さが育っている。
A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	(a)・b・c	子どもの人権の視点に立った園内公開保育を実施し、課題について話し合い、全職員で共通理解を図り保育している。保護者会と共催で人権同和保育の講演会、懇談会等で子どもの人権について共に考える機会を作っている。職員も積極的に研修会に参加している。保護者会で同推だよりを発行している。
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	(a)・b・c	出席簿・ロッカー・靴箱・服装など、生活全般において性差による意識を子ども達が感じないように配慮している。
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・(b)・c	子どもの生育暦を把握し、スキンシップや欲求を満たすような関わり方をし、SID Sのマニュアルも作成している。0～2歳児は同じ部屋で生活し、遊びは1～2歳児を遊戯室等で過ごし、他年齢児との交流などのメリットを生かしている。0歳児がゆったり過ごせるよう、さらに設備面等スペースの工夫を望む。
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	(a)・b・c	家庭的でくつろげ、好きな遊びが出来るような環境を作ると共に異年齢の子ども同士で遊べるよう配慮している。子どもの状態や保護者への伝言等は連絡ノートや遅出の保育士が家庭へ連絡している。また、夕方の保育(17時～18時50分)の様子が共有できるよう、適宜翌日の日誌に記録をしている。
A-1-(4)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	(a)・b・c	入所希望があれば受け入れることが出来る。気になる子については、職員会で共通理解すると共に、巡回相談や専門機関から助言を受けて保育している。発達支援学習会、倉吉市特別リーダー育成研修会などに参加し、保育士の資質向上に努めている。

A-2 子育て支援

評価項目	第三者評価結果	留意事項
A-2-(1) 入所児童の保護者の育児支援		
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	㉠・b・c	日々、送迎時を利用して、連絡ノート・個人懇談等一人ひとりの保護者と日常的に情報交換をおこなっている。また、子育て相談に応じて支援に努めている。
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	㉠・-・c	早出ノートや職員会議簿に子どもの家庭状況や配慮すべきことが記録され、保育に生かされている。記録の方法の統一性が保たれるよう勉強会を行い、取り組まれている。
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	㉠・b・c	子どもの発達や育児などについて、個人懇談や保育参加日、クラス懇談会を設定し、保護者と共通理解を深められる機会を設けて、日々の保育に取り組むように努めている。
A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	㉠・b・c	地域ぐるみで日々の子どもの様子や保護者の状況を把握し、疑われる子どもがいれば園長に知らせる体制を整えている。虐待防止マニュアルに基づいて職員研修をし、早期発見できる知識・技術の向上に努めている。
A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	㉠・-・c	なだて子育てネットワークなどと情報の共有化を図り、保護者だけで子育てを抱え込んでしまわないよう働きかける努力をしている。また、関係機関との連絡先を明示し、照会・通告を行える連絡体制を整えている。
A-2-(2) 一時保育		
A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	a・㉠・c	一時預かり保育については倉吉市内の保育園は3園実施されており、紹介しているが、本園は実施していない。地域に開かれた保育園として地域ニーズを把握し、課題として取り組んでみてはどうか。

A-3 安全・事故防止

評価項目	第三者評価結果	留意事項
A-3-(1) 安全・事故防止		
A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	㉠・b・c	チェックリストで毎日点検され、記録は綴られている。また水周りは毎日掃除をし清潔に保っている。衛生管理マニュアル、調理マニュアルに基づいて調理や管理をしている。
A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	㉠・b・c	食中毒対応マニュアルがあり、職員会で職員に周知徹底し、見直しも行っている。
A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	㉠・b・c	遊具安全点検マニュアルに沿って週1回実施し、事故防止に努めている。保育中におきたヒヤリハットを、職員会で報告しあい、事故防止策について検討している。
A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	㉠・b・c	非常災害対策マニュアルと年間計画（火災・地震・台風・大雪）に基づき毎月避難訓練を実施している。また、消防署と連携して通報や火災訓練を実施したり、交通安全指導を月2回実施し、安全教育に努めている。
A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	㉠・b・c	不審者対応マニュアルに基づき避難訓練をし、緊急時の保護者対応と職員・関係機関との連携体制ができてい。保育中は笛を携帯し、園外保育時は防犯スプレーや防犯ブザーを携帯し、子どもの安全確保に努めている。